

令和4年3月31日	
資料提供	
担当課	企業振興課
担当者	吉田
電話	073-441-2760

令和4年度 販促ツール作成支援補助金

令和3年度に引き続き、県内中小企業者がウェブ媒体を活用した事業活動へ対応することを目的に行う、ウェブサイト等の作成又は改良に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

1 補助対象者

- (1) 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第2条第1項に規定する中小企業者であり、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。
 - ①発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者で事業を営むものをいう。以下同じ）が所有しているもの。
 - ②発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの。
 - ③大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する業種のうち別表（産業分類による対象業種）に定める業種に属する産業を営む者であること。
※別表は当財団ホームページに公開している要綱、公募要領をご参照ください。
最下部のURLからアクセスすることができます。
- (3) 和歌山県内に本社機能を有する者であること。
- (4) 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと理事長が判断する者に該当しない者であること。

2 補助対象事業

ウェブ媒体を活用した事業活動を行うためのウェブサイト等の作成又は改良を行う事業

3 補助率等

- (1) 補助率：補助対象経費の2分の1以内
- (2) 補助上限額：50万円

4 補助期間

交付決定日から令和5年1月31日（火）まで

5 対象経費

ウェブサイト等の作成又は改良に要する経費 ※必須、ウェブサイト等を効果的に活用するための経費（外注費、広報費、専門家利用費、サービス利用費）

6 募集期間

令和4年4月1日（金）から令和4年11月8日（火）午後5時（必着）。※審査等は随時実施

7 申請方法等

補助金の詳細や申請書類は当財団ホームページ（下記URL）をご覧ください。

- 申請・問合せ 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階
公益財団法人わかやま産業振興財団 テクノ振興部 テクノ振興班 村田、神浪
電話：073-432-5122 F A X：073-432-3314
E-mail：digital@yarukiouendan.jp
URL：<https://yarukiouendan.or.jp/news/web-tool/>